

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○告示（令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり）の一部改正（漁業管理課）（6・17掲示）	1
○告示（特定水産資源の採捕の停止の命令）の一部改正（3件）（"）（"）	1
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（薬務衛生課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	2
○種畜証明書の交付の通報（畜産振興課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	3
○内水面漁場計画の一部変更（漁業管理課）	4
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	4
○公共測量の終了の通知（2件）（"）	5
○道路の区域変更（道路課）	5
公 告	
○令和7年度高知県家畜人工授精等講習会の実施（畜産振興課）	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	5
落札公告	
○落札者等の公告（総務事務センター）	5
○落札者等の公告（警察本部会計課）	6
正 誤	
○正誤（令7・3・31付け 告示）	7

告 示

高知県告示第438号の2

令和7年3月高知県告示第217号（令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり）の一部を次のように改正する。

令和7年6月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2中「74.5トン」を「93.9トン」に改め、2の(1)のA中「6.77トン」を「9.137トン」に改め、2の(1)のイ中「1.886トン」を「2.546トン」に改め、2の(1)のウ中「2.941トン」を「3.969トン」に改め、2の(1)のエ中「11.542トン」を「15.577トン」に改め、2の(2)中「6.519トン」を「7.954トン」に改め、2の(3)のA中「10.484トン」を「12.793トン」に改め、2の(3)のイ中「2.555トン」を「3.118トン」に改め、2の(3)のウ中「18.5トン」を「22.574トン」に改め、2の(3)のエ中「13.303トン」を「16.232トン」に改める。

3中「33.3トン」を「39.8トン」に改め、3の(1)のA中「2.498トン」を「2.986トン」に改め、3の(1)のイ中「0.033トン」を「0.039トン」に改め、3の(1)のウ中「2.498トン」を「2.985トン」に改め、3の(1)のエ中「6.426トン」を「7.681トン」に改め、3の(2)のA中「17.982トン」を「21.492トン」に改め、3の(2)のイ中「0.1トン」を「0.119トン」に改め、3の(2)のウ中「0.833トン」を「0.996トン」に改め、3の(2)のエ中「2.93トン」を「3.502トン」に改める。

高知県告示第438号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業による採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年4月1日から同年6月30日まで）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和7年4月高知県告示第324号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの漁船漁業による採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年6月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年6月30日までの」を「同年6月17日までの」に改める。

高知県告示第438号の4

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年4月1日から同年6月30日まで）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和7年4月高知県告示第343号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年6月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年6月30日までの」を「同年6月17日までの」に改める。

高知県告示第438号の5

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年4月1日から同年6月30日まで）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和7年5月高知県告示第352号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの定置漁業による採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年6月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年6月30日までの」を「同年6月17日までの」に改める。

高知県告示第452号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を令和7年6月27日付けで次のとおり行った。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
令和8年2月1日（日）
高知市駅前町2-1 ホテル高砂
- 第2型研修及び講習の受付期間
令和7年11月25日（火）から令和8年1月9日（金）まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビラ2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第453号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年5月15日	株式会社すみれ 四万十市中村東町一丁目79番	すみれ薬局けんみん前店 宿毛市平田町戸内2085-4 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第454号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11389959828	令7・5・15	岩嶺桜 (全和褐247)	牛	褐毛和種	平29・8・14	1級	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11350378887	令7・5・15	若藤 (全和褐236)	牛	褐毛和種	平26・5・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11455183966	令7・5・15	南鯨 (全和褐原116)	牛	褐毛和種	平26・6・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362973193	令7・5・15	千代北山 (全和褐239)	牛	褐毛和種	平27・1・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11341523876	令7・5・15	多津美 (全和褐242)	牛	褐毛和種	平28・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11393759773	令7・5・15	千代五月 (全和褐244)	牛	褐毛和種	平28・7・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11552747870	令7・5・15	嶺北秀美 (全和褐246)	牛	褐毛和種	平29・6・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11417216886	令7・5・15	藤吹山 (全和褐248)	牛	褐毛和種	平30・5・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11500039323	令7・5・15	南川姫 (全和褐253)	牛	褐毛和種	平30・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11380514309	令7・5・15	百合土佐 (全和褐254)	牛	褐毛和種	令元・6・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11570122734	令7・	百合嶺力	牛	褐毛	令元・	1級	高岡郡佐川町

	5・15	(全和褐258)		和種	6・23		高知県畜産試験場
11465406017	令7・5・15	秀之吉 (全和褐原117)	牛	褐毛 和種	令元・8・4	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11423824334	令7・5・15	第2南龍春 (全和褐256)	牛	褐毛 和種	令元・12・20	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11407263326	令7・5・15	北若南 (全和褐259)	牛	褐毛 和種	令2・1・31	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11600849440	令7・5・15	桜観月 (全和褐260)	牛	褐毛 和種	令2・5・13	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11589468328	令7・5・15	第8千代竜 (全和褐261)	牛	褐毛 和種	令3・5・4	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11626306941	令7・5・15	南沢桜 (全和褐262)	牛	褐毛 和種	令4・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11646102707	令7・5・15	石根桜 (全和褐263)	牛	褐毛 和種	令4・3・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11657414561	令7・5・15	北百合 (全和褐264)	牛	褐毛 和種	R4・12・9	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11487563361	令7・5・15	一千代 (全和褐265)	牛	褐毛 和種	R5・4・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11589468397	令7・5・15	多津北 (全和褐266)	牛	褐毛 和種	R5・4・26	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第455号

令和7年5月高知県告示第360号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村井崎347番地

イ 氏名

池田 利重

(2)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村井崎443番地

イ 氏名

上山 岩雄

(3)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村十川224番地7

イ 氏名

和田 裕実

(4)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村井崎429番地

イ 氏名

山本 克人

(5)ア 登記簿記載の住所

広島市中区大手町四丁目2番9-601号

イ 氏名

井上 恭一

(6)ア 登記簿記載の住所

愛媛県北宇和郡松野町目黒2842番地

イ 氏名

高橋 幸男

(7)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村井崎132番地

イ 氏名

富田 武夫

(8)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村井崎249番地

イ 氏名

竹内 進

(9)ア 登記簿記載の住所

広島県呉市広町10529番地1

イ 氏名

矢野 一男

<p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎340番地 イ 氏名 池田 保信</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和田 清太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和田 信太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 上戸 熊次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 山中 米次</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 小松 茂太郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 山中 多順</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 上田 久米次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎39番屋敷 イ 氏名 駄場 貞次</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和手 梅之助</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 谷脇 順五郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>幡多郡十和村井崎443番地 イ 氏名 上山 久太郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 谷脇 孫太郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 宮城県仙台市泉区山の寺二丁目28番33号 イ 氏名 恩地 康成</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎1107番地 イ 氏名 宗教法人大元神社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字カケヅ1128の1、字タキタロ1131、 字ハチガモリ1132の12、1132の33から1132の42まで、字ヒキ ヅ1129、字ミイダバ1124の5、1124の15から1124の23まで、 1125、字三ノ又口1106の1、1106の2、1107の1から1107の 3まで、1109の1、1109の2、1134の1から1134の4まで、 字中ゴヤ1123の7、1123の13、1123の19、1123の30から1123 の33まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第456号 令和5年5月高知県告示第312号（内水面漁場計画の定め）で 告示した内水面漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24 年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第8 項において準用する同条第6項の規定により当該内水面漁場計画 の変更の内容、内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見 の処理の結果等について次のとおり告示する。 令和7年6月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 内水面漁場計画の変更の内容 第1の共同漁業権の4の(2)、5の(2)、6の(2)、8の (2)、9の(2)、10の(2)、11の(2)、15の(2)、18の(2)、 19の(2)及び20の(2)中「3月1日から9月30日まで」を「1 月1日から12月31日まで」に改める。</p> <p>2 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結 果</p>	<p>高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供す る。</p> <p>3 漁場の図面 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供す る。</p> <p>4 変更後の漁業の免許予定日 令和7年10月1日。ただし、1による変更があった内水面漁 場計画に係る漁業に限る。</p> <p>5 4に係る漁業の免許申請期間 令和7年7月4日から同年8月18日まで</p> <p>6 類似漁業権以外の漁業権 なし</p> <p>高知県告示第457号 南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7 年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年6月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（既成図数値化（地図上レベル1000））</p> <p>2 作業期間 令和7年6月5日から令和8年3月13日まで</p> <p>3 作業地域 南国市全域</p> <p>高知県告示第458号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和7年6月6日に受けたので、測 量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。 令和7年6月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（標高補正計算）</p> <p>2 作業期間 令和7年5月26日から同年7月31日まで</p> <p>3 作業地域 土佐国道事務所管内国道55号南国安芸道路（南国市田村から 香南市野市町東野まで）</p> <p>高知県告示第459号 高知県農業振興部農業基盤課長から次のとおり公共測量を実施 する旨の通知を令和7年6月13日に受けたので、測量法（昭和24 年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規 定により告示する。 令和7年6月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
---	--	--

- 1 作業種類
公共測量（基準点設置）
- 2 作業期間
令和7年6月20日から令和8年3月19日まで
- 3 作業地域
高岡郡四万十町志和

高知県告示第460号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和7年2月高知県告示第85号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年5月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第461号

室戸市長から令和7年4月高知県告示第338号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年5月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年6月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 アド198番14から 吾川郡いの町長澤字 アド198番4まで	前	4.4 \	285
	後	8.4 \	285
		43.9	

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和7年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 講習会の実施期間
令和7年8月7日（木）から同年9月10日（水）まで
- 2 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247
高知県畜産試験場
- 3 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛
- 4 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、令和7年7月25日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 5 講習会の定員
10名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。
- 6 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- 7 その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(17)の項中「病院に勤務する」を「高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第3条第2号アに掲げる医療職給料表（1）級別職務分類表の適用を受ける」に改め、「（(18)に掲げるものを除く。）」を削り、「課長」を「当該手当の認定に係る事務に従事する副参事」に改め、同表中3の(18)の項を削り、3の(19)の項を3の(18)の項とし、3の(20)の項を3の(19)の項とし、3の(21)の項を3の(20)の項とし、3の(22)の項を3の(21)の項とし、3の(23)の項を3の(22)の項とし、3の(24)の項を3の(23)の項とし、3の(25)の項を3の(24)の項とし、3の(26)の項を3の(25)の項とする。

別表第3の16の項中「職員」を「高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第3条第2号アに掲げる医療職給料表（1）級別職務分類表の適用を受ける職員」に改め、「（17に掲げるものを除く。）」を削り、同表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、27の項を26の項とし、28の項を27の項とし、29の項を28の項とし、30の項を29の項とし、31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とし、34の項を33の項とし、35の項を34の項とし、36の項を35の項とし、37の項を36の項とし、同表38の項中「37」を「36」に改め、同項を同表37の項とする。

附 則

この規程は、令和7年6月27日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県旅費事務センター運営委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
とさでん交通株式会社 高知市棧橋通四丁目12番7号
- 5 落札金額

363,880,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和7年3月18日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年6月27日

高知県警察本部長 岩田 康弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
外部記録媒体利用制限等及び資産管理ソフトウェア 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額 583,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和7年4月8日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令7・3・31	号外16	○告示	3 ・ 4	右 (39～45) 左 (1～6)	吾川郡仁淀川町大板字タラシバ2704、字ユマキガ畝2705、字横指場2703、字乙女ガ畝2692の1、2692の2、字黒森日出ケ峠2715の1、2715の3、2715の5、2716の1、2716の3、2716の5、2717の1、2717の3、2717の5、2718の1、2718の3、2718の5、2719の1、2719の2、2719の3から2719の5まで、2720の1から2720の3まで、字山犬ケ佐古2694、2696から2699まで、字獅々ケ佐古2708、字鹿ケ森2712、字熟々谷2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、2643の1、2643の2、2644から2646まで、2647の3、2648の3、2649の3、2650の3、2651の3、2652の1、2653の1、2655の1、2656の1、2657の1、2658の1、2659の1、2660の1、2660の3、字出向ヒ場2700、字出合場2635の1から2635の4まで、 <u>2636の1から2636の3まで、2637の4</u>	吾川郡仁淀川町大板字タラシバ2704、字ユマキガ畝2705、字横指場2703、字乙女ガ畝2692の1、2692の2、字黒森日出ケ峠2715の1、2715の3、2715の5、2716の1、2716の3、2716の5、2717の1、2717の3、2717の5、2718の1、2718の3、2718の5、2719の1、2719の2、2719の3から2719の5まで、2720の1から2720の3まで、字山犬ケ佐古2694、2696から2699まで、字獅々ケ佐古2708、字鹿ケ森2712、字熟々谷2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、2643の1、2643の2、2644から2646まで、2647の3、2648の3、2649の3、2650の3、2651の3、2652の1、2653の1、2655の1、2656の1、2657の1、2658の1、2659の1、2660の1、2660の3、字出向ヒ場2700、字出合場2635の1から2635の4まで、 <u>2636の1から2637の4まで</u>